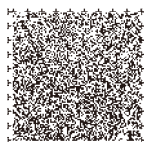
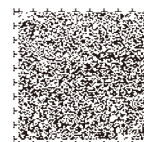


市の相談・申請窓口一覧

名 称	所 在 地	電 話 ・ F A X	備 考
函館市福祉事務所障がい保健福祉課	〒040-8666 東雲町 4-13 市役所本庁舎		
相談支援・精神保健担当		電 話 21-3302・3013 F A X 27-2770	〈身体障がい・知的障がい〉 ※身体障がいについてはサービスに関すること
公費医療等担当		電 話 21-3077 F A X 27-2770	〈精神障がい〉
障がい者虐待防止センター		電 話 21-3302・3013 F A X 27-2770	〈身体障がい〉 ※手帳に関すること
函館市福祉事務所亀田福祉課	〒041-0806	電 話 45-5482	
介護・高齢・障がい相談窓口	美原 1-26-8 亀田支所 2 階	F A X 45-5486	
函館市福祉事務所湯川福祉課	〒042-0932 湯川町 2-40-13 湯川支所	電 話 57-6170 F A X 57-4134	申請受付のみ
戸井支所市民福祉課	〒041-0305 館町 3-1 戸井支所	電 話 82-2112 F A X 82-2917	
恵山支所市民福祉課	〒041-0525 日ノ浜町 127 恵山支所	電 話 85-2335 F A X 85-2658	
椴法華支所市民福祉課	〒041-0611 新浜町 156-1 椴法華支所	電 話 86-2111 F A X 86-2837	
南茅部支所市民福祉課	〒041-1692 川汲町 1520 南茅部支所	電 話 25-6045 F A X 25-5128	
銭亀沢支所	〒042-0922 銭亀町 124 銭亀沢支所	電 話 58-2111 F A X 58-4682	申請受付のみ
函館市子ども未来部母子保健課	〒040-0001 五稜郭町 23-1 函館市総合保健センター 1 階	電 話 32-1533 F A X 32-1506	18歳未満の育成医療および小児慢性特定疾病医療に関すること
市立函館保健所保健予防課	〒040-0001 五稜郭町 23-1 函館市総合保健センター 3 階	電 話 32-1547 32-1539 F A X 32-1526	難病および感染症に関すること

- ・ 高齢者（65歳以上の方）の福祉に関することのお問い合わせは
高齢福祉課 (☎ 21 - 3025 FAX 26 - 5936)
- ・ 障害年金に関することのお問い合わせは
国保年金課 (☎ 21 - 3159 FAX 22 - 2800)





※表中の△印は一部対象外です（下記の※１～５のとおり）。表中の「－」では受け付けておりません。

各支所で申請できる主な制度等一覧（各支所の所在地，連絡先等は６ページをご覧ください。）

窓 口	本文ページ	福祉事務所亀田福祉課	福祉事務所湯川福祉課	戸井支所市民福祉課	恵山支所市民福祉課	楳法華支所市民福祉課	南茅部支所市民福祉課	銭亀沢支所
事 項								
身体障害者手帳，療育手帳（※１）	12～13	○	○	○	○	○	○	△
精神障害者保健福祉手帳	14	○	－	○	○	○	○	－
特別障害者手当，障害児福祉手当， 特別児童扶養手当	15～16	○	○	○	○	○	○	○
障害基礎年金（※２）	17	民生	民生	△	△	△	△	△
自立支援医療（更生医療）の給付	22	○	○	○	○	○	○	○
自立支援医療（精神通院医療）の給付	23	○	－	○	○	○	○	－
重度心身障害者（児）医療費の助成 （※３）	24	民生	民生	○	○	○	○	○
後期高齢者医療制度（※３）	25	民生	民生	○	○	○	○	○
障がい福祉サービスの申請（※４）	26～29	△	△	△	△	△	△	△
その他障害者総合支援法の申請（※４）	30～36	△	△	△	△	△	△	△
補装具費の支給申請	30	○	○	○	○	○	○	○
日常生活用具の給付申請（※４）	32～34	△	△	△	△	△	△	△
緊急通報システムの設置	39	○	－	○	○	○	○	－
障害者等外出支援（市営交通機関等乗車 料金の助成）（※５）	41	△	△	○	○	○	○	△
重度身体障害者等タクシー基本料金の助成	42	○	○	○	○	○	○	○
いきいき住まいリフォーム助成	42	○	－	○	○	○	○	－
有料道路通行料金の割引	51～52	○	－	○	○	○	○	－
放送受信料の免除（※６）	52～53	○	△	○	○	○	○	－

※１ 銭亀沢支所では住所・氏名等の変更手続きはできません。

※２ 裁定請求は，戸井・恵山・楳法華・南茅部・銭亀沢支所では，受け付けておりません。

※３ 亀田支所・湯川支所では民生の窓口で受け付けております。

※４ 精神障がいの方の申請は，各支所では受け付けておりません。

※５ 精神障がいの方の申請は，戸井・恵山・楳法華・南茅部の各支所のみにになります。

（亀田支所・湯川支所・銭亀沢支所では受け付けておりません。）

※６ 精神障がいの方の申請は，亀田・戸井・恵山・楳法華・南茅部の各支所のみにになります。

（湯川支所・銭亀沢支所では受け付けておりません。）

